

報告第8号

住民説明会の概要について

住民説明会の概要について次のとおり報告する。

平成15年11月14日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

住 民 説 明 会 報 告 書

平成15年9月24日～10月16日(10日間) 開催場所：3町 12箇所

開 催 日	町 名	会 場 (地 区 名)	参加者数
9月24日(水)	天 王 町	勤 労 青 少 年 ホ ー ム (追 分 地 区)	14
9月25日(木)	天 王 町	出 戸 新 町 こ と ぶ き 荘 (出 戸 地 区)	17
9月29日(月)	昭 和 町	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー (中 央 地 区)	35
9月30日(火)	天 王 町	天 王 町 公 民 館 (二 田 地 区)	25
	昭 和 町	湖 南 交 流 セ ン タ ー (西 部 地 区)	24
10月 2日(木)	昭 和 町	南 部 児 童 館 (南 部 地 区)	22
10月 3日(金)	天 王 町	羽 立 こ と ぶ き 荘 (湖 岸 地 区)	10
	昭 和 町	豊 川 コ ミ ュ ニ テ ィ (豊 川 地 区)	26
10月 7日(火)	天 王 町	天 王 こ と ぶ き 荘 (天 王 地 区)	29
10月14日(火)	飯 田 川 町	ふ れ あ い の 家 (下 虻 川 地 区)	28
10月15日(水)	飯 田 川 町	和 田 妹 川 公 民 館 (和 田 妹 川 ・ 金 山 地 区)	17
10月16日(木)	飯 田 川 町	飯 塚 児 童 館 (飯 塚 地 区)	36
合 計			283 人

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
合併全般に関するもの		
新市の名称、事務所の位置、財産の取扱いといった3つの項目でかなり時間を費やしているようだが。	この3町は、一番大事なことを最初に片付けようということで、少し時間がかかっている。	天王町
合併協議に当たり、何か教訓になるものがあるか。	譲る所を譲って、頑張る所を頑張っていないと進まないが、あまり熱くなりすぎると失敗するということである。	天王町
合併しなくても町単独でいけないのか。	合併を検討するに当たり、財政シミュレーションを行ったが、基金等を取り崩しても後10年はもたないという結論に達し、合併はやむを得ないという結果になった。	天王町
協議会において地域エゴが通るかどうかということに対する返答が納得いくほど出されていないようだが。	意見をどんどん出し、議論を尽くし調整も必要だが、ある程度政治決着もある。ただ多数決制は絶対避けたい。	天王町
住民代表としての委員なので、もっと発言してはいかがか。	発言の機会という点で、事務所の位置については徹底的に意見を出させたが、今後は1人に何回も発言させることはできないと思う。	天王町
協議次第では合併協議会からの離脱ということも視野に入れているのか。	いざという時の備えもしておかなければならないと思う。	天王町
地域エゴという感情を持っているのではないか。	市役所の位置等はこういった感情のものだと思う。	天王町
苦労して貯めた財産を全部新市に引き継ぐのではなく、合併前に処分するという考えはないのか。	合併前に使うという考えはないが、合併後にそれぞれの持ち分として使うということで、現在継続協議中である。	天王町
我田引水的発言が多く、こういう考えでは新市になってもいい市はできないと思うが。	対等合併なので、全くその通りだ。ただ財政規模と人口規模も組み合わせて考えなければならない。	天王町
合併してからでは私の町、私の町とかは言えないのでは。	合併して、新3役、新議員が決まれば嬉しいことであり、そうなれば天王も昭和も飯田川もないはずである。	天王町
感情的な協議会になっている感じがするが。	少し感情的になっている部分もある。	天王町
財政等大変だということで合併するのに、特例債で借金を残すのはおかしいのではないか。	全部が借金ではなく、70%が交付税算入され、30%が自己負担となる。	天王町
新市の名称と事務所の位置についてお互いに主張しているが、歩み寄りということはないのか。	3町の住民アンケートで合併するという民意で進めてきた経緯があり、譲り合いながらまとめていかなければならない。今のところ地域エゴが出ている。	昭和町
合併協議会の話し合いがうまくいってないという話を聞くが、どういうことか。	互譲の精神という認識をもって、地域エゴという考え方だけで臨んでもらってはうまくいかない。	昭和町

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
県内でも、名称や庁舎のことで離脱する町村もあるが、そのようなことのないよう進めてほしい。	住民アンケートで合併するという民意が6～7割あり、これを尊重し、譲り合いながら進めていきたい。	昭和町
結論が出るまで徹底して話し合いをする強い意志がなければ、継続協議が増えていくと思うが。	将来に向けて大変重要な項目でもあるし、地域エゴもあることなので十分検討しながら協議していきたい。	昭和町
新市の名称、事務所の位置が継続協議となっているが、今後の見通しは。	合併が崩れるということがあってはならないし、どこまで譲っていただけるか1、2回で方向性を定めたい。	昭和町
財産の取扱いで、基金のことで意見がまとまれば、名称等の問題も決まるのではないか。	基金の使い方については建設計画の段階で論議し、3町の話し合いの中で方法を定めたい。	昭和町
3町長の横の連絡はあるのか。なければリーダーシップを発揮するような気持ちをもってほしいのだが。	幹事会、正副会長会議を経て協議会に提案してるので常に話し合いはしている。今後は3町長あるいは議長も含めて話し合いの場が必要と思う。	昭和町
対等合併であり、人口の多少、面積の大小に関わらず同じ新市民ということを考えて対処してもらいたい。	今までは中心的な所が発展し、周辺地域が過疎化になるというのを見て実感しているが、この3町の合併はそういうことのないよう頑張りたい。	飯田川町
県内の例を見ても地域感情が働いて離脱するところも出てきている。地域エゴが出ないか、また平等にやっていけるか不安である。	以前のような地域エゴで物事を進められては大変だが、今は世の中も人間性も変わってきており、まず地域住民の意向を反映させるような施策をとっていくと考える。	飯田川町
対等合併なので、安易な妥協等ほしくないでほしい。	対等合併なので3町互譲の精神で進めていきたい。	飯田川町
仁賀保・金浦・象潟合併協議会から象潟が離脱したが、これに対する見解は。	県の方ではアドバイスなどの形で支援はするが指導は行わず各町に任せている。ただ、これを反面教師として合併を壊さないよう話し合いを重ねて合併を進める方向を期待したい。	飯田川町
飯田川町・昭和町は合併・分町の歴史があるが、天王町の沿革はどうか。	明治22年に現在の大崎地区との合併があり、以降合併の動きはなく現在に至っている。	飯田川町
新市将来構想、建設計画（まちづくり）に関するもの		
将来構想は今まで町がやってきたことと何が変わったのか。	市になった場合のまちづくりというものを将来構想にし、3町それぞれの発展計画をもとに策定した。	天王町
特例債による新たな借金の返済計画はあるのか。	今後、建設計画を作り、特例債を3町でどういう事業に使っていくかを調整していくことになる。	天王町
老後を安心して暮らせる施設を整備してほしい。	合併して住民サービスの低下があってはならないので、今後建設計画で検討していく。	天王町
建設計画で意見を出すような機会をもってほしい。	今後開催する予定はある。	天王町

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
将来構想の基本目標等については、現在の町でも行っている内容である。新市の具体的な姿を明確に示してほしい。	将来構想は3町合併の基本となるものであり、住民説明会や住民アンケートで出された意見や要望をもとに、どのような道路をつくるとか福祉のために何をするかなどといった具体的な建設計画を今後作成していく。	昭和町
なぜ財政基盤が悪くなったかを基本に据え、それをどう改善するのか具体的に示してもらいたい。	新市になっても特別職、議員定数、職員数の削減といった行財政改革を徹底的に行い、金のかからないスリムな体制を作らなければ、合併特例債をもらってもこれを使う財源が生まれてこないと思う。	昭和町
将来構想概要版には、良いことは載っているがマイナス面が載っていないのだが。	サービスが低下したり地域の声が届かなくなるといった心配があるが、そうならないよう配慮し、地域の伝統や文化がうまく継承されるような施策を実施していく必要がある。	昭和町
秋田都市計画による市街化区域の線引きによって宅地造成が規制されているが、新市になったら見直してほしい。	1市3町による秋田都市計画から離れ、新市独自の都市計画をつくりたいと3町長で県にお願いしている。県でも全国の例を参考にしながら要望に取り組んでいきたいとの回答であった。	昭和町
下水道を早く整備してもらいたい。	重点的に整備する必要がある。	昭和町
将来構想を見据える上でもっと先のことに目を向けていったらどうか。	マニュアル通り進めるとどうしても建設計画が後になるが、今までの自己意識からかけ離れて新しいまちをつくるという発想に切り替える必要がある。	昭和町
合併は経済基盤が大切であり、合併時の本庁舎をすぐ建設するものではないので、3町の庁舎の中で最も金のかからないことを考えるべきである。	基本目標に肉付けをし、具体的な新市の特色あるまちづくりを目指すのが建設計画であり、その中で金のかからない庁舎を建設するか、しないかということも議論されていく。	飯田川町
舗装後の補修が悪いので、合併前に借金してでも整備してほしい。	借金してまで実施するつもりはない。建設計画の中で検討していきたい。	飯田川町
事業について他町の意見も聞くべきでは。	他町の内容は、飯田川町の問題も含めて建設計画に反映していきたい。それぞれで事業要望として出しているので優先順位をつけてこれから検討する。	飯田川町
3町が合併して実感できる1番のセールスポイントは何か。	秋田都市計画から抜けて新市独自の計画を立てていくというのが1番のセールスポイントであり、新市建設計画に盛り込んでいきたい。	飯田川町
事業について合併協議会で優先順位を決めてから次のステップにいくのか、まとめてから優先順位を決めるのか。	優先順位については、合併してから財政等検討しながら考える。	飯田川町
3町の歴史ある文化を集合するような施設を整備してほしい。	建設計画の中で検討していきたい。	飯田川町

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
少子高齢化に対する子育て支援等の環境整備、高齢者に対するボランティア活動を有効に行えるような体制づくりをしてほしい。	これから高齢社会を維持していくには、ボランティア活動等大事であり、将来構想の中にもあるので積極的に進めていきたい。	飯田川町
合併に際しての現実的なメリット、デメリットは何か具体的に示してほしい。日常生活で住民サービスが低下するような結果にならないよう努力してもらいたい。	メリットについては、秋田都市計画区域から脱会し、独自の構想ができ、同時に都市化と農村の混在地域ができ、具体的なまちづくりができる。分庁方式であるので、従来の役場に総合窓口センターを置き、今までと変わらない住民サービスを受けることができる。	飯田川町
下虻川公民館が老朽化して、設備等も古くなってきているが。	地域コミュニティを進めていくためには集会所は大事であり、建設計画の中で要望していきたい。	飯田川町
グラウンドや野球場等、環境の整備を見直してほしい。合併前に出来るものはやってほしい。	建設計画に具体的な事業を盛り込んで後に説明会を開催し説明する。町の事業については、基金等の取り崩しを行い検討していく。	飯田川町
最後は議会の判断になると思うが、住民の意見が通るようにしてもらいたい。また建設計画の最終決定はどこでなされるのか。	建設計画の最終決定は協議会でなされる。協議会は議会代表、住民代表で構成され、決して町長、議会のエゴで決まるものではない。	飯田川町
アンケート調査について		
この後、アンケートとかで住民投票をすることか。	住民投票ではなく、新市建設計画に反映するための意見等を伺うアンケートを実施している。	天王町
これからの時代を担う高校生など若年層から意見をくみ取っていく方法はないのか。	広く各層から意見を聞くため、15歳以上を対象にアンケート調査を実施している。	飯田川町
財政状況等について		
負の財産の方の状況はどのようになっているのか。	一人当たりの借金の額は一般会計、特別会計を合わせて、天王町が約65万円、昭和町が約121万円、飯田川町が約96万円となっている。	天王町
財産状況、決算状況をバランスシートに出してみることはないのか。	時間もなし、今の町の財産台帳を見れば分かるのではないかとということで、バランスシートの作成はやめている。	天王町
地方交付税がだんだん減額されるようだが、将来的には何%くらい減額される見込みか。	明確な答はないが、全国の例を見ると年々1~2%ずつ削減されて、現在の7~8割ぐらいまで削減される見込みで財政シミュレーションをしているようだ。	昭和町
国・県の政策等について		
138億円の特別債は、公共的な施設整備だけに使うのか。	特別債の使い方については、整備が主なもので、建設計画の中でいくら使うかも含め今後検討していく。	天王町

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
県の方でも合併についての支援があるようだが。	県の支援策については、1市町村2億円を交付するということがあるし、他に5百万円の支援費などがある。	天王町
交付税が合併後減額されないという政府の保障はあるのか。	10年間は保障するというが、額で保障するか、率で保障するかは分からない。	天王町
新市の名称等について		
新市の名称だけでも、全く新しいものを使った方がいいのではないのか。	新市に最もふさわしい名前を選ぶために公募する。現町名への応募が多かったとしても、人気投票ではないので1位のものを選ぶとは限らない。	天王町
天王市ということにこだわっている人は天王町には多いのか。	3町それぞれの名前は歴史・文化がありこだわっていると思うが、新しい市には新しい名前という人も多いと考える。	天王町
市となった場合、その下の住所に現町名を使えるのか。	可能である。秋田市では秋田市河辺、秋田市雄和とすることが決まっている。	天王町
名称の公募は、小学生から年寄りまで何人を対象としてやるのか。	名称の募集については、年齢は小学生以上で、3町の区域内の住民とその出身者についても参加してもらう。	天王町
新市の名称を一般公募し、早く決めてほしい。	公募し、小委員会で候補を絞り、合併協議会で決定することは決まっている。3町の名称を「使用しない」、「使用できる」で意見が平行線をたどっているが、なるべく早く決めたい。	昭和町
新市の名称等で継続協議となっているが、今後どうするつもりか。	議会、幹事会等の意見も聞きながら、3町長での話し合いも進めなければならないと思う。	昭和町
新市の名称と事務所の位置について継続協議となっているが、対等合併ということであれば、過去の名前にとらわれず新しい名前を公募すべきと思うが。	公募を行い、選定小委員会で10候補まで絞り込んで協議会に提案するということは決まっている。旧町名を使用できる、しないの条件だけが確認されていないが、ここ1、2回で決まると思う。	飯田川町
事務所の位置（庁舎）について		
対等合併といえども人口から考えると天王に役所を持ってくるのは当然ではないのか。	その通りだと思うが、協議を進めて決定していかなければならない。	天王町
人口密度の点からも庁舎は天王にもってきて利便性を図ってはどうか。	新しい道路もでき、3町の時間的距離は詰まっているので、どこが真ん中ということはないと思う。	天王町
庁舎の位置は現在の位置を指しているのか。正の財産を庁舎建設に充てることはできないのか。	3町は分庁方式と確認された。いずれは本庁方式で市役所を建てるので、その場合に検討したい。	天王町
今の段階で新庁舎の位置を決めておいてはどうか。	協議会の段階で新庁舎の建設位置までは決められない。	昭和町
庁舎のことでいろいろ議論されているようだが、まとまらなければ飯田川町に庁舎を建設してほしい。	事務所の位置は3町の庁舎どこでもいいとなっており、禍根が残らないよう議論を進めている。	飯田川町

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
特別職・議会議員・職員等について		
分庁方式ということだそうだが、その場合に新しい3役はどちらの庁舎になるのか。	合併後50日以内に市長選挙があり、新市長が市議会にかけて助役、収入役、教育長を選任するという形になる。市長は、事務所の位置と決まった庁舎になることになる。	天王町
議員の人数を適正な数にしてもらいたい。	3町の議員は現在合わせて54人だが、合併した場合自治法の規定により26人以内となる。ただし任期等には特例措置もあり、現在協議中である。	天王町
合併後、議員定数が26人以内になった時点で選挙区は小選挙区ではなく全市で行うのか。	公職選挙法によると小選挙区も可能だが、全国的にはあまり例がない。	天王町
職員を削減するということであるが、若年退職者に対する就職先の斡旋はあるのか。	合併特例法で職員の身分等は保障されており、リストラとかはできない。退職する場合に採用数を抑えて職員数を減らすことになる。	昭和町
税について		
10年後を考えた場合、自分達の税金、税率はどうなっていくのか。	3町とも標準税率であるため一本化できる。合併しなければ地方交付税はどんどん減っていくため、合併しなければならない。	天王町
税金、介護保険等の税率は各町で違うようだが、合併すると一律になるのか。	住民税、固定資産税等は同じ税率で変更はない。介護保険料、国民健康保険税については異なるが、その取扱いについては専門部会で調整中である。	昭和町
一部事務組合に関するもの		
一部事務組合はどうなるのか。	湖南衛生処理組合、羽城中学校組合は新市に引き継がれる。消防などその他一部事務組合は、関係市町村の議会の同意が必要なので、当面は今までどおりと思われる。	天王町
財産区は解散するという話があるが。	今後財産区の協議委員会を開き、委員の意見も十分尊重し検討していきたい。	飯田川町
学区（学校）に関するもの		
豊川小学校の建設はどうなるのか。	今年の補正予算債がつけば建設が可能かもしれないが、できなければ合併後の重点事項として検討する。	昭和町
その他の合併協定項目に関するもの		
介護保険料が高いようだが、なぜか。	施設の充実している所は高くなる。サービスは高く負担は低くという合併の基本理念があり、介護保険料に限らず、3町において格差のあるものについては今後調整していく。	天王町

住民説明会 質疑応答一覧

意見・質問など	回答など	会 場
社協や福祉の提案があったが、保険業務について合併後の保健センターの方向はどうか。	社協も合併しなければならないし、福祉事務所もつくらなければならない。保健センターについては、これから摺り合わせになる。	天王町
収納事業について、納税組合組織があるがその摺り合わせの方向は。	完全に組織があるのは天王町だけで、昭和と飯田川は嘱託を兼ねている。現在専門部会の方で摺り合わせている。	天王町
昭和と飯田川は嘱託員がいないが、町内会単位でやっている。相当経費も軽減されるだろうが、それなりに調整するのか。	昭和と飯田川は町内会に委託するような形で、納税組合に対する補助金と同額くらいは出している。	天王町
各町内会に広報等を配ってもらい経費削減に繋がればいいのだが。	天王の制度と昭和・飯田川の制度を足して2で割る方法がいいと思う。	天王町
他の自治組織はどうなっているのか。	一番大切なのは地域のコミュニケーションなので、自治組織は今まで以上に充実させていかなければならない。	天王町
合併によってなくなる組織は何か、まとまる組織は何か。	法的は町があるが、配置分合で一端消滅され新たな法人として新市となる。社会福祉協議会は合併した場合1本化される。	飯田川町
行政サービスについて		
本庁はどこでもよいが、アクセスの方が大事ではないか。	分庁方式では各庁舎に総合窓口センターを置き、住民に不便のないよう対処する。	天王町
当分の間は分庁方式でいくが、将来的には支所的な運用業務になるということか。	将来は必ず支所的にしなければならない。	天王町
合併して分庁方式になるというが、役場の窓口等はどうなるのか。	総合窓口センター等を設置するため、今までと変わらない。	昭和町
幼保一体教育は合併後も継続していくのか。	飯田川独自の幼児教育センターつまり幼保一体教育は引き続き行っていくという申し入れをしている。	飯田川町
有線放送など便利で活用しているが、合併後も活用していくのか。	更新してまだ間もないものであり有効に利用していきたい。	飯田川町
その他の事項		
協議会で確認決定される事項、進捗状況について、いち早くお知らせ願いたい。また町民の声を反映して欲しい。	ホームページ、協議会だより、広報等が出ており、ホームページから意見をメールで送ることもできる。	昭和町

報告第9号

新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会の設置について

新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会の設置について次のとおり報告する。

平成15年11月14日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会設置要領

(設置及び趣旨)

第1条 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会(以下「協議会」という。)に新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取扱い等に関する小委員会(以下「小委員会」という。)を置くこととし、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- (1) 新市の名称に関すること。
- (2) 新市の事務所の位置に関すること。
- (3) 財産の取扱いに関すること。
- (4) その他協議会から委任された事項。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の正副会長及び規約第7条第1項第2号委員のうち議会議長をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明及び助言を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年10月24日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に関わらず、第1回の小委員会は、会長が招集する。

新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

資料：第5回協議会資料2～12ページ

協議第10号

《継続協議》

新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）

合併時の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡 町 字 番地とする。

平成 年 月 日確認

資料：第5回協議会資料14～16ページ

財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。

平成 年 月 日確認

資料：第5回協議会資料18～24ページ

協議第15号

《継続協議》

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（小委員会の設置について）

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。

平成 年 月 日確認

資料：第5回協議会資料26～29ページ

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（小委員会の設置について）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。

平成 年 月 日確認

資料：第5回協議会資料31～33ページ

協議第21号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月14日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。
- 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 11

協議事項	条例、規則等の取扱い	関係項目
調整内容	<p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。 	

天王町	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法																		
<p>例規集登載</p> <table border="1"> <tr><td>条例</td><td>141 件</td></tr> <tr><td>規則</td><td>142 件</td></tr> <tr><td>その他(規程、規約等)</td><td>97 件</td></tr> </table>	条例	141 件	規則	142 件	その他(規程、規約等)	97 件	<p>例規集登載</p> <table border="1"> <tr><td>条例</td><td>165 件</td></tr> <tr><td>規則</td><td>134 件</td></tr> <tr><td>その他(規程、規約等)</td><td>171 件</td></tr> </table>	条例	165 件	規則	134 件	その他(規程、規約等)	171 件	<p>例規集登載</p> <table border="1"> <tr><td>条例</td><td>121 件</td></tr> <tr><td>規則</td><td>98 件</td></tr> <tr><td>その他(規程、規約等)</td><td>57 件</td></tr> </table>	条例	121 件	規則	98 件	その他(規程、規約等)	57 件	<p>条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3. 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
条例	141 件																				
規則	142 件																				
その他(規程、規約等)	97 件																				
条例	165 件																				
規則	134 件																				
その他(規程、規約等)	171 件																				
条例	121 件																				
規則	98 件																				
その他(規程、規約等)	57 件																				

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、天王町、昭和町及び飯田川町の条例、規則等はすべてのその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行させる。なお、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

1 専決処分する条例

新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。

ア)法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの

イ)新市の組織及びその運営又は職員等の勤務時間(給与、勤務時間等)に関するもの

ウ)市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの など

条例・・・制定権者(市長職務執行者)の専決処分により制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)

規則、訓令、その他・・・制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)

(例)

即時制定する条例の名称	条例の内容
市役所の位置に関する条例	地方自治法の規定に基づき 市の事務所の位置を定める。
市の休日を定める条例	地方自治法の規定により市役所の休日を、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までと定める。
市公告式条例	地方自治法の規定により条例の公布等を行う公告式を 市役所掲示場に定める。
市組織条例	地方自治法の規定に基づき市長の権限に属する事務を分掌させるため部を設ける。
市情報公開条例	開かれた市政の推進のため市が保有する情報の公開について定める。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

即時制定する条例の名称	条 例 の 内 容
市職員定数条例	地方自治法の規定に基づき一般職の職員の定数を定める。
市職員の定年等に関する条例	地方公務員法の規定に基づき職員の定年(年齢60歳)等について定める。
市職員のサービスの宣誓に関する条例	地方公務員法の規定に基づき職員のサービス宣誓について定める。
市長等の給与等に関する条例	地方自治法の規定に基づき市長、助役、収入役の給与、旅費等について定める。
市一般職員の給与に関する条例	地方公務員法の規定に基づき職員の給与について定める。
市財政調整基金条例	地方自治法の規定により財政調整基金を置く。
市税条例	地方税法の規定に基づき市の市税を定める。
市手数料条例	地方自治法の規定に基づき特定のための者のためにする事務の手数料について定める。
市福祉事務所設置条例	社会福祉法の規定に基づき市を所管区域とする市福祉事務所をに置く。
市国民健康保険条例	国民健康保険法に基づき国民健康保険について定める。
市立学校設置条例	学校教育法の規定に基づき市立学校の設置について定める。
市公民館設置条例	社会教育法の規定により公民館の設置について定める。
市道路条例	道路法に基づき市道に関し定める。
市市営住宅設置条例	公営住宅法に基づく市営住宅及び共同施設の設置について定める。
市下水道条例	下水道法の規定によるほか公共下水道の管理及び使用等について定める。

2 暫定施行する条例

新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、旧町条例を引き続き施行させる。

ア) 条例名は類似しているが、3町の制度に差異があり、新市発足時において統合が困難なため統合案を決定し議会に提案する予定のもの

イ) 2町若しくは1町だけの条例であり、新市において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの

ウ) 新たに適用されるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの など

新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。

(地方自治法施行令第3条)

(例)

天王町公共下水道事業分担金徴収条例	公共下水道事業のうち都市計画事業でないものに要する費用の一部に充てるため、分担金の徴収について定める。
飯田川町有線放送電話の設置及び管理、運営に関する条例	町の広報活動及び住民相互の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資するを目的とし有線放送電話を設置及び管理運営について定める。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

3 逐次施行する条例

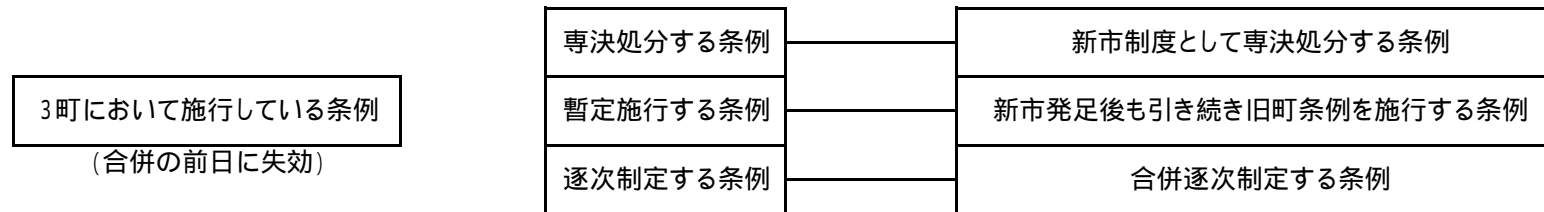
市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)
 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの。

ア)市長の政策判断に係る条例

イ)議会が定める条例 など

(例)

市議会委員会条例	市議会の常任委員会について定める。
市議会広報発行に関する条例	地方自治法の規定に基づき 市議会広報を発行することについて定める。



協議第 2 2 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

- (1) 3 町で構成している湖南地区衛生処理組合及び 2 町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。
- (2) 3 町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 3 町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (4) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により締結する。
- (5) 天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 13

協議事項	一部事務組合等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>(1) 3町で構成している湖南地区衛生処理組合及び2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 3町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(3) 3町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>(4) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により締結する。</p> <p>(5) 天王グリ-ンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。</p>		

現 況		
天王町	昭和町	飯田川町
1. 3町で構成している一部事務組合 湖南地区衛生処理組合	左記に同じ	左記に同じ
2町で構成している一部事務組合	昭和町飯田川町羽城中学校組合	左記に同じ
2. 3町の一部が加入している一部事務組合 男鹿地区消防一部事務組合 男鹿地区衛生処理一部事務組合	湖東地区行政一部事務組合	湖東地区行政一部事務組合 井川町・飯田川町共有財産管理組合
3. 3町が加入している一部事務組合 秋田県市町村会館管理組合 秋田県市町村総合事務組合	左記に同じ	左記に同じ
4. 事務委任しているもの 公平委員会	左記に同じ	左記に同じ
5. 第三セクタ - 天王グリ-ンランド株式会社	昭和町総合開発株式会社	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況

1. 3町で構成している一部事務組合

湖南地区衛生処理組合(ごみ処理に関する事務を共同処理)

1 公有財産の状況 平成14年度末現在

土地		単位:m ²
組合名	面積	
湖南地区衛生処理組合	35,581.64	

建物			単位:m ²
組合名	木造	非木造	
湖南地区衛生処理組合	24.84	5,245.38	

物品		
組合名	車両	
湖南地区衛生処理組合	5	

2 基金の状況 単位:千円

基金の名称	金額
減債基金	10,838

3 地方債の状況 単位:千円

区 分	金 額
13年度末残高	1,385,330
14年度償還額	79,458
14年度借入額	232,600
14年度末残高	1,538,472

4 職員の状況

等級	職員数	標準的な職務内容
1級		
2級	3	現業職
3級	2	現業職
4級	2	現業職
5級	2	現業1事務1
6級	1	事務職
7級		
8級		
合計	10	

昭和町飯田川町羽城中学校組合(組合立羽城中学校を設置し、教育事務(就学に関する事務を除く。)を管理し及び執行する。)

1 公有財産の状況 平成14年度末現在

土地		単位:m ²
組合名	面積	
羽城中学校組合	56,342	

建物			単位:m ²
組合名	木造	非木造	
羽城中学校組合	480	8,911	

物品		
組合名	車両	
羽城中学校組合	軽1	

2 基金の状況 単位:千円

基金の名称	金額

3 地方債の状況 単位:千円

区 分	金 額
13年度末残高	500,035
14年度償還額	44,722
14年度借入額	
14年度末残高	455,313

4 債務負担行為の状況 単位:千円

内 訳	金額
土地の購入・工事の請負	32,792

4 職員の状況

等級	職員数	標準的な職務内容
1級	行政職(2)5	現業職
2級		
3級		
4級		
5級		
6級	1	組合行政事務全般
7級		
8級		
合計	6	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

天王町	昭和町	飯田川町
<p>2. 3町の一部が加入している一部事務組合</p> <p>(1) 男鹿地区消防一部事務組合 構成市町村 男鹿市 天王町 若美町 大湊村</p> <p>共同処理する業務内容 常備消防及び救急に関する業務</p> <p>(2) 男鹿地区衛生処理一部事務組合 構成市町村 男鹿市 天王町 若美町</p> <p>共同処理する業務内容 し尿処理及び浄化槽汚でい処理に関する業務</p>	<p>(3) 湖東地区行政一部事務組合 構成市町村 昭和町 飯田川町 井川町 八郎潟町</p> <p>共同処理する業務内容 消防及び救急業務に関する事務(非常勤消防に関する事務を除く。) 火葬場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務 介護情報センタ - の設置及び維持管理並びに運営に関する事務</p>	<p>(3) 湖東地区行政一部事務組合 左記に同じ</p> <p>(4) 井川町・飯田川町共有財産管理組合 構成市町村 飯田川町 井川町</p> <p>共同処理する業務内容 井川町および飯田川町の共有に属する 財産(山林、原野)の管理および処分に関する事務</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況		
天王町	昭和町	飯田川町
<p>3. 3町が加入している一部事務組合</p> <p>処理事務の内容</p> <p>(1) 秋田県市町村会館管理組合 秋田県市町村会館の設置及び管理運営</p> <p>(2) 秋田県市町村総合事務組合 常勤職員に係る退職手当の支給事務 非常勤消防団員に係る損害補償及び退職 報奨金事務 消防作業、救急業務に係る損害補償事務 水防団長、水防団員に係る損害補償事務 応急措置の業務に従事した者の損害補償事務 消防職員、非常勤消防団員に対する賞じゅつ金 の支給事務 議会議員、その他の非常勤職員の公務災害 補償事務 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償事務 交通災害、その他の不慮の事故の共済制度事務</p>	<p>(1) 秋田県市町村会館管理組合 左記に同じ</p> <p>(2) 秋田県市町村総合事務組合 左記に同じ</p>	<p>(1) 秋田県市町村会館管理組合 左記に同じ</p> <p>(2) 秋田県市町村総合事務組合 左記に同じ</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況		
天王町	昭和町	飯田川町
<p>4. 事務委任しているもの</p> <p>(1) 公平委員会(委任事務) 地方公務員法第7条第4項の規定に基づき次に掲げる事務を秋田県に委託する。 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。 職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置をとること。</p>	<p>(1) 公平委員会(委任事務) 左記に同じ</p>	<p>(1) 公平委員会(委任事務) 左記に同じ</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況		
天王町	昭和町	飯田川町
5. 第三セクター		
(1) 名称 天王グリ - ンランド株式会社	(1) 名称 昭和町総合開発株式会社	該当なし
(2) 資本金 80,000千円(53,000千円町が出資)	(2) 資本金 50,000千円(35,000千円町が出資)	
(3) 事業内容 公共施設の管理運営の受託 宿泊施設、食堂、売店、公園施設及び スポ - ツ施設・キャンプ場等のレジャ - 施設の経営並びに賃貸 農産物、海産物の加工及び販売 食料品の加工及び販売 温泉開発及び温泉供給 各種イベント及び研修会の企画運営 前各号に付帯する一切の事業	(3) 事業内容 国、地方公共団体及び公共的団体より 委託を受けた不動産、構築物の管理運営 昭和町の観光地の開発及び物流システム に関する調査 不動産の売買、賃貸、管理、保有並びに運用 観光用土産品の開発及び製造販売 種苗、花卉、球根の加工及び販売 農産物の加工及び販売 食料品、乳製品、民芸品、酒類、たばこの 販売及び切手、印紙の売り捌き 旅行業 労働者派遣事業法に基づく一般労働者及び 特定労働者の派遣事業 飲食店及び喫茶店の経営 前各号に付帯する一切の事業	

協議第23号

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月14日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 17

協議事項	町名、字名の取扱い	関係項目	
調整内容	字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。		

事務事業名	現 況						具体的な調整方法
	天王町		昭和町		飯田川町		
大字の名称	大字数	2	大字数	9	大字数	4	
	天王	てんのう	大久保	おおくぼ	下虻川	しもあぶかわ	
	大崎	おおさき	乱橋	みだれはし	和田妹川	わだいもかわ	
			八丁目	はっちょうめ	飯塚	いいづか	
			豊川上虻川	とよかわかみあぶかわ	金山	かねやま	
			豊川岡井戸	とよかわおかいど			
			豊川船橋	とよかわふなばし			
			豊川槻木	とよかわつきのき			
			豊川竜毛	とよかわりゅうげ			
			豊川山田	とよかわやまだ			

[参考資料]

〔関係法令〕

〔地方自治法第260条〕(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその字名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

〔調整にあたっての方針〕

1. 合併の意義を踏まえ、各市町村における名称の取扱いをできる限り統一する。
2. 同じ大字名を生じさせない。
3. 法律上の手続きが煩雑にならないようにする。

〔想定される具体的パターン〕

1. それぞれ新たに町名と同一の町の区域を設定。大字名の前に天王町・昭和町・飯田川町をつける。(名称変更の手続きが必要)

例 秋田県 市天王町天王字一向12番地
秋田県 市昭和町大久保字宮の前12番地
秋田県 市飯田川町飯塚字中山12番地

2. それぞれ新たに町名の住居表示上の「町」を削り区域を設定。大字の前に天王・昭和・飯田川をつける。(名称変更の手続きが必要)

例 秋田県 市天王天王字一向12番地
秋田県 市昭和町大久保字宮の前12番地
秋田県 市飯田川飯塚字中山12番地

昭和町において、豊川をなくする例

秋田県 市昭和町上虹川字大沢12番地

3. 3町とも現行どおりとする。(現市町村名の名称はなくなるが、自治法260条の手続きが不要で簡便であり、住民の混乱を招くおそれが少ない。)

例 秋田県 市天王字一向12番地
秋田県 市大久保字宮の前12番地
秋田県 市飯塚字中山12番地

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
字の名称 同一字名の一覧	字数 77	字数 163	字数 120	
	大崎字碓(いかり)		下虻川字碓(いかり)	
		大久保字今瀧(いまがた)	下虻川字今方(いまがた)	
		大久保字街道下(かいどうした)	下虻川字街道下(かいどうした)	
	天王字上谷地(かみやち)		下虻川字上谷地(うわやち) 和田妹川字上谷地(かみやち)	
		乱橋字古開(こびらき)	飯塚字古開(こびらき)	
	天王字境田(さかいだ)		和田妹川字境田(さかいだ)	
		豊川竜毛字坂の下(さかのした) 豊川山田字坂の下(さかのした)	和田妹川字坂ノ下(さかのした)	
		豊川竜毛字轄田(そりた)	下虻川字轄田(そりた)	
	大崎字高田(たかだ)	大久保字高田(たかだ)		
		豊川船橋字中沢(なかざわ)	和田妹川字中沢(なかざわ) 下虻川字仲沢(なかざわ)	
		乱橋字中谷地(なかやち)	飯塚字中谷地(なかやち)	
	天王字羽立(はだち)	豊川竜毛字羽立(はだち)		
		大久保字袋(ふくろ)	下虻川字袋(ふくろ)	
		大久保字屋敷(やしき)	下虻川字屋敷(やしき)	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
字の名称	天王字 天王(てんのう) 上ノ台(うえのだい) 道合(みちあい) 一向(いっこう) ハラへ(はらへ) コアツコ(こあつこ) 江川(えがわ) 御休下(おやすみした) 宮の後(みやのうしろ) 持長根(もちながね) 児玉(こだま) 江川谷地(えがわやち) 江川上谷地(えがわかみやち) 境田(さかいだ) 干潟(ひかた) 上関(うわせき) 沖田(おきた) 小分(こわけ) 塩口(しおぐち) 天塩(てんしお) 藤伍ノ宮(とうごのみや) 不動下(ふどうした) 不動台(ふどうだい) 穂文谷地(ほたけやち) 中羽立(なかはだち) 羽立(はだち) 羽立片山(はだちかたやま) 松淵(まつぶち) 中干潟(なかひかた) 南干潟(みなみひかた)	大久保字 虻川境(あぶかわざかい) 街道下(かいどうした) 堤の上(つつみのうえ) 元木田(もときだ) 元木山根(もときやまね) 小川瀬(おがわせ) 宮の前(みやのまえ) 小橋(こばし) 阿弥陀堂(あみだどう) 町後(まちうしろ) 今潟(いまがた) 新今潟(しんいまがた) 袋(ふくろ) 山神(さんじん) 屋布(やしき) 汲田(くみた) 槐川端(さいかつかわばた) 高田(たかだ) 小谷地(こやち) イカリ沖(いかりおき) 片田千刈田(かただせんがりた) 小川向谷地(おがわむかいやち) 沼下向谷地(ぬましたむかいやち) 住吉脇(すみよしわき) 天神下(てんじんした) 沼の上(ぬまのうえ) 沖谷地(おきやち) 小川中道(おがわなかみち) 新関堰の外(にいせきせきのそと) 音羽下(おとばした)	下虻川字 上谷地(うわやち) 道心谷地(どうしんやち) 街道下(かいどうした) 街道上一本木(かいどううえいっぽんぎ) 街道下一本木(かいどうしたいっぽんぎ) 槐袋(さいかつぶくろ) 屋敷(やしき) 城ノ後(しろのうしろ) 向(むかい) 馬踏(ばふみ) 鶴巻(つるまき) 釈迦前(しゃかまえ) 俣ノ内(まものうち) ハツ口(やつくち) 井戸沢(いどさわ) 蟹沢(かにさわ) 小沖(こおき) 今方(いまかた) 押切(おしきり) 潟端(かたばた) 上川口(かみかわぐち) 上高田(かみたかだ) 鴨田(かもだ) 鹿ノ崎(かのさき) 下川口(しもかわぐち) 治郎右衛門堰(じろうえもんぜき) 仲沢(なかざわ) 碓(いかり) 弥助沢(やすけざわ) 轄田(そりた)	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
字の名称	天王字 塩口北野(しおぐちきたの) 羽立北野(はだちきたの) 沖田台(おきただい) 下分水(しもぶんすい) 中分水(なかぶんすい) 上分水(かみぶんすい) 下新縄手(しもしんなわて) 中新縄手(なかしんなわて) 上新縄手(かみしんなわて) 桃ノ木台下(もものきだいしも) 桃ノ木台上(もものきだいかみ) 万六(まんろく) 万六溜池下(まんろくりゅうちした) 二田(ふただ) 上江川(かみえがわ) 持谷地(もちやち) 蒲沼(がまぬま) 鶴沼台(つるぬまだい) 棒沼台(ぼうぬまだい) 草乙女溜池下(さおとめためいけした) 池沼溜池下(いけぬまりゅうちした) 上狼緑(かみおおかみぶち) 三枚橋下(さんまいばしした) 下出戸(しもでと) 上出戸(かみでと) 北野(きたの) 細谷長根(ほそやながね) 細谷(ほそや) 西長根(にしながね) 大長根(おおながね)	大久保字 後谷地(うしろやち) 北野大崎道添(きたのおおさきみちぞえ) 北野白洲野瀧端(きたのしらすのかたばた) 北野白洲野(きたのしらすの) 大藤崎(おおふさき) 北野白洲野上(きたのしらすのうえ) 北野海老漣沼端(きたのえびすきぬまばた) 北野蓮沼長根尻(きたのはすぬまながねしり) 北野蛇沼(きたのへびぬま) 北野蓮沼前山(きたのはすぬままえやま) 北野出水の上(きたのでみずのうえ) 北野武利子沢(きたのぶりこざわ) 狐森下(きつねもりした) 表街道下(おもてかいどうした) 北野出戸道脇(きたのでとみちわき) 北野藤曲小道添(きたのふじまがりこみちぞえ) 北野高津森(きたのたかつもり) 北野街道上(きたのかいどううえ) 北野街道下(きたのかいどうした) 北野細谷道添(きたのほそやみちぞえ) 乱橋字 大籠(おおかご) 開上関田(ひらきかみせきた) 開下関田(ひらきしもせきた) 中谷地(なかやち) 下谷地(したやち) 古開(こびらき) 後堰鴨田(うしろせきかもた) 下畑(しもはた) 宅地家後(たくちいえのうしろ) 家の下(いえのした)	下虻川字 土場向(どばむかい) 中坪(なかつぼ) 中屋敷(なかやしき) 松葉沢(まつばさわ) 船付場(ふなつきば) 袋(ふくろ) 両又(りょうまた) 新潟端(しんかたばた) 和田妹川字 山下(やました) 出張(でばり) 御伊勢山(おいせやま) 狐森(きつねもり) 岩崎(いわさき) 千刈(せんがり) 中沢(なかざわ) 和田(わだ) 柳田(やなぎだ) 石田(いしだ) 苗代沢(なわしろざわ) 坂ノ下(さかのした) 平ノ下(ひらのした) 盤場田(ばんじょうでん) 松ノ木(まつのき) 元屋敷(もとやしき) 妹川(いもかわ) 四百刈(しあがり) 後田(うしろだ) 川口(かわぐち) 川口源道堰(かわぐちげんどうぜき) グミノ木(ぐみのき)	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

		現 況			具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
字の名称	天王字 上北野(かみきたの) 長沼(ながぬま) 追分(おいわけ) 追分西(おいわけにし) 浜山(はまやま) 下浜山(しもはまやま) 中浜山(なかはまやま) 下狼緑(おおかみぶち) 長沼下(ながぬました) 不動台上(ふどうだいかみ) 大崎字 開(ひらき) 碓(いかり) 高田(たかだ) 沖中谷地(おきななかやち) 上沖中谷地(かみおきななかやち) 上谷地(かみやち) 野沢(のざわ)	乱橋字 木鉢(きばち) 八合田(はちごうでん) 八丁目字 腰巻(こしまき) 木の下(きのした) 木の前(きのまえ) 汲田(くみた) 中の坪(なかのつぼ) 三十刈(さんじゅうがり) 樋境(とよざかい) 大開(おおびらき) 家の後(いえのうしろ) 豊川上虻川字 大沢(おおさわ) 神戸屋敷(かんべやしき) 寺沢(てらさわ) 小台野(おだいの) 四枚田(しまいた) 大工沢(だいくさわ) 古井内(ふるいない) 向田(むかいた) 新所(あらどころ) 田尻(たじり) 大部沢(だいぶさわ) 桑の木沢(くわのきさわ) 山岸(やまぎし) 曲り沢(まがりさわ) 仁山(にやま) 小泉(こいずみ) 山王田(さんのうでん) 越安(こしやす) 山手沢(やまでさわ)	和田妹川字 境田(さかいだ) 笹長根(ささながね) 三枚田(さんまいだ) 治郎右衛門堰(じろうえもんぜき) 杉沢(すぎさわ) 杉ノ実(すぎのみ) 諏訪ノ前(すわのまえ) 千波(せんなみ) 田中(たなか) 堤ノ下(つつみのした) 中鑄(なかさび) 大石沢(おおいしざわ) 大宮沢(おおみやざわ) 沼田(ぬまた) 孫兵ヱ堰(まごべえぜき) 俣ノ内(まものうち) 道ノ下(みちのした) 横根(よこね) 岩ノ沢(いわのさわ) 上谷地(かみやち) 澁来(ろくらい) 六ツ鹿沢(むつろくざわ) 森越(もりこし) 米樋沢(よねげざわ) 逆島(さかしま) 杉沢二階(すぎさわにかい) 樽沢(たるさわ) 新潟端(しんかたばた) 館山(たてやま) 川向(かわむかい)		

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

		現 況			具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
字の名称		豊川上虻川字 羽白目(はじろめ) 清水沢(しみずさわ) 嶋の越(しまのこし) 新屋敷(あらやしき) 浦田(うらた) 泉沢(いずみさわ) 大沢山(おおさわやま) 豊川岡井戸字 平沢(ひらさわ) 前田(まえだ) 中丸(なかまる) 豊川船橋字 川原崎(かわらざき) 鈴木(すずき) 手の上(てのうえ) 堤沢(つつみさわ) 深持(ふかもち) 昼崎(ひるさき) 中沢(なかさわ) 新屋敷(あらやしき) 豊川槻木字 大宮(おおみや) 畑妻(はたづま) 塔田(とうでん) 槻(つき) 箆田(かごた) 荒屋(あらや) 蘭戸下(らんどした) 保竜田(ほりゅうでん) 正戸尻(しょうどじり) 面無(つらなし) 鳥巻(とりまき) 高野(こうや)	金山字 イカリ(いかり) 平ノ沢(ひらのさわ) 家ノ前(いえのまえ) 糠塚森(ぬかづかもり) 北坂(きたざか) 飯塚字 僧ヶ沢(そうがさわ) 中山(なかやま) 塚ノ越(つかのこし) 水神端(すいじんばた) 鳥木沢(とりきさわ) 古開(こびらき) 家ノ越(いえのこし) 深田(ふかた) 中谷地(なかやち) 飯塚(いづか) 昼寝(ひるね) 樋ノ下(とよのした) 巢崎(すざき) 上堤敷(うわつつみしき) 潟端(かたばた) 片田(かただ) 観音尻(かんのんじり) 泓(ふけ) 岡谷地(おかやち) 杉ノ下(すぎのした) 妙見(みょうけん) 山ノ神(やまのかみ) 新潟端(しんかたばた) 大面(おおめん) 塞ノ神(さいのかみ)		

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
字の名称		豊川槻木字 寸白沢(すんぱくざわ) 苗取沢(なえとりざわ) 沢田(さわた) 浅見沢(あさみさわ) 草生土沢(くそうどさわ) 烏沢(からすさわ) 真形沢(まがたさわ) 真形尻(まかだじり) 豊川竜毛字 沽摩沢(ごまさわ) 塩辛田(しおからでん) 千刈田(せんがりた) 観音田(かんのんでん) 轄田(そりた) 上斉藤田(かみさいとうでん) 毘沙門(びしゃもん) 羽立(はだち) 桃木田(ももきた) 八幡田(はちまんでん) 細田(ほそだ) 中沖(なかおき) 後山(うしろやま) 堤下(つつみした) 古屋布(ふるやしき) 山の下(やまのした) 開沢(ひらきさわ) 坂の下(さかのした) 郷境(ごうざかい) 下斉藤田(しもさいとうでん) 久保田(くぼた) 豊川山田字 屋敷下(やしきした)		

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
字の名称		豊川山田字 上屋敷下(かみやしきした) 家の上(いえのうえ) 向田(むかいた) 満中沢(まんじゅうさわ) 畳沢(たたみさわ) 市の坪(いちのつぼ) 棚の木沢(とちのきさわ) 瀧の沢(たきのさわ) 砂子沢(すなこさわ) 八幡下(はちまんした) 毘沙門(びしゃもん) 深田沢(ふかたさわ) 坂の下(さかのした)		

住所の表示変更により必要となる手続き

件名	手続等
不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿等)の住所	合併及び市制施行により所有者の住所が変更になりますが、旧町名を 市として読み替えるなどの「みなし規定」があります。旧住所のままでも問題はありませんが、変更しないと不都合が生じる場合は、変更登記(非課税)する事となります。
抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所	
商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という。)の修正と代表者の住所	商業及び法人に係る本店等の所在地の変更は、法務局で修正します。支店等の場合は、本店等を所轄する法務局で支店等の所在地変更登記を完了後、支店等を所轄する法務局で変更登記することとなります。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	住所変更の手続は必要ありません。
各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車車検証)	自動車検査証の住所変更の手続は必要ありません。なお、転売するときは変更登録が必要です。
自賠償保険等	手続等は、各保険会社等に確認してください。
自動車運転免許証	運転免許証の本籍・住所は、通常の更新時(住民票等の添付不要)に変更しますので、合併時に変更手続は必要ありません。
旅券(パスポート)	住所変更の手続は必要ありません。
預金通帳、定期預金証書等	一般的には、住所変更の手続は必要ありませんが、個々には各金融機関に確認してください。
クレジットカード(買い物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの)	各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ確認してください。
有価証券、保険証書等	
加入電話に関する契約	住所変更の手続は必要ありません。また、電話番号の変更もありません。
郵便局への住所変更手続	住所変更の手続は必要ありません。また、郵便番号の変更もありません。合併に伴う住所変更通知用のはがき(無料)を配布する予定です。

協議第24号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月14日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

消防団は、合併時に統合する。
なお、当面現町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。

平成 年 月 日確認

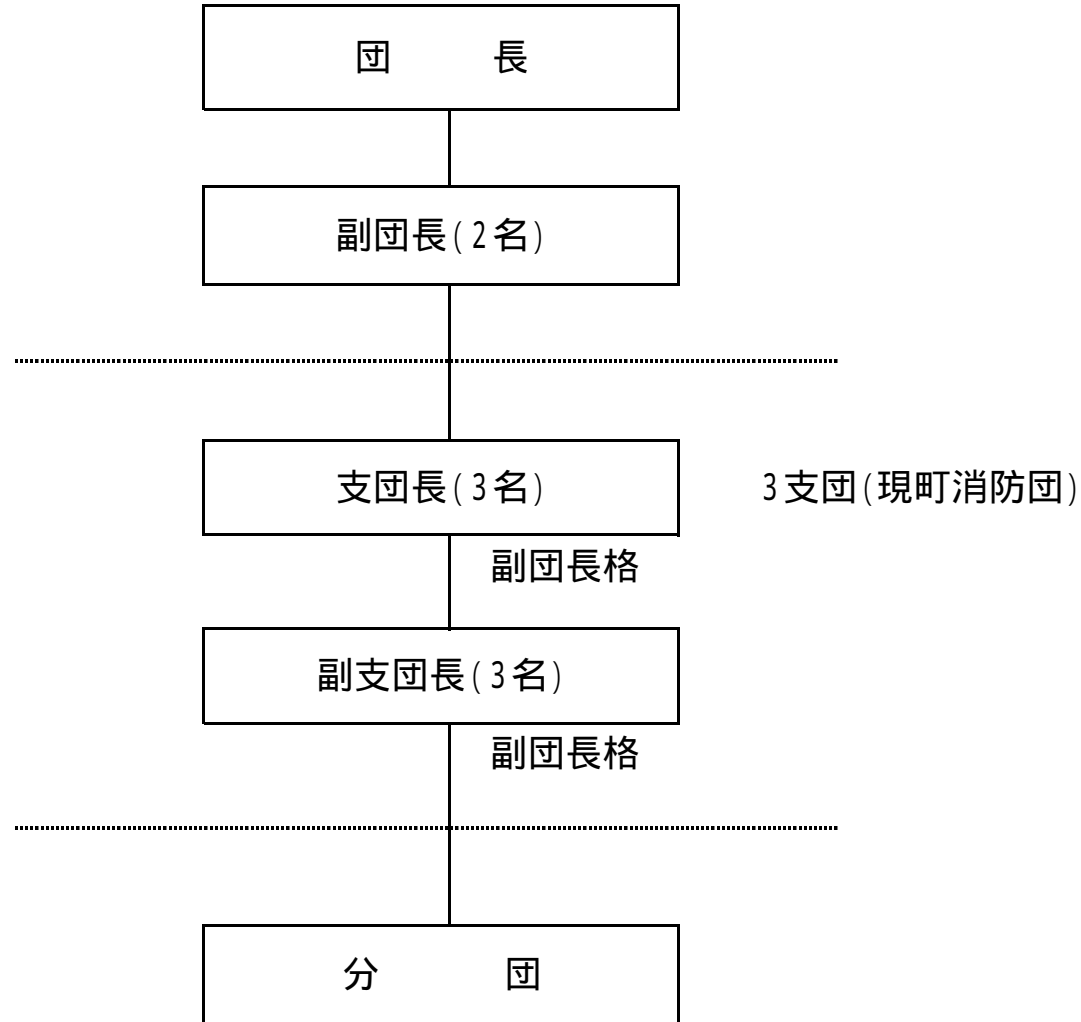
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 21

協議事項	消防団の取扱い	関係項目	
調整内容	消防団は、合併時に統合する。 なお、当面現町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。		

事務事業名	現 況			合 計
	天王町	昭和町	飯田川町	
消防団	1. 名称 天王町消防団 2. 組織 H15.4.1日現在 分団数 12分団 定 員 230人 現 員 224人 3. 活動内容 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、 機械・器具点検、火災予防思想の普及) 4. 消防車両等 普通小型動力ポンプ積載車 12台	1. 名称 昭和町消防団 2. 組織 H15.4.1日現在 分団数 13分団 定 員 188人 現 員 163人 3. 活動内容 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、 機械・器具点検、火災予防思想の普及) 4. 消防車両等 軽四輪小型動力ポンプ積載車 12台	1. 名称 飯田川町消防団 2. 組織 H15.4.1日現在 分団数 5分団 定 員 90人 現 員 82人 3. 活動内容 地域防災の担い手として各種災害に対応 (消火活動、警戒活動、水利の巡回、 機械・器具点検、火災予防思想の普及) 4. 消防車両等 普通小型動力ポンプ積載車 1台 軽四輪小型動力ポンプ積載車 4台	30分団 508人 469人 (充足率92.3%) 13台 16台

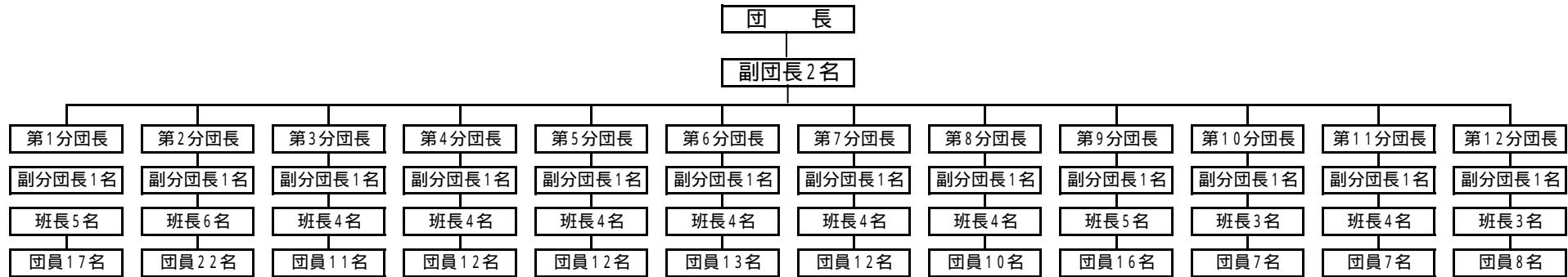
新市消防団組織図



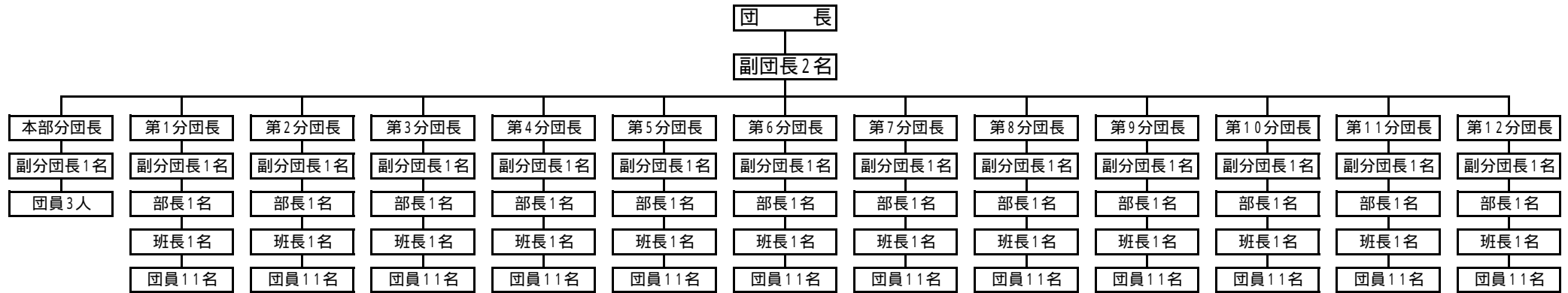
分団は現町消防団の
分団体制を基本とする

現 況

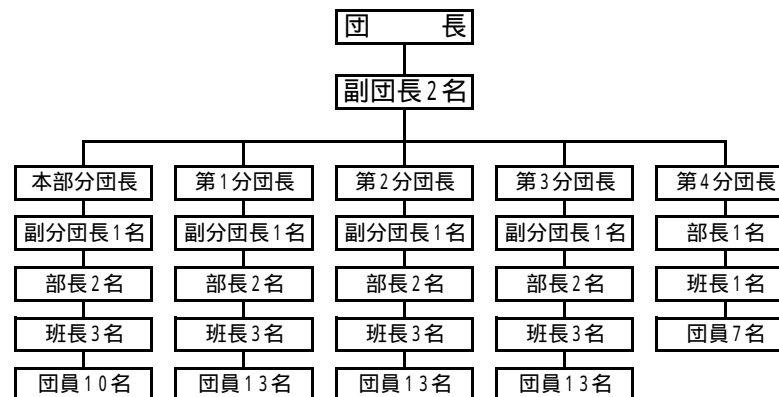
天王町消防団(定員 230名)



昭和町消防団(定員 188名)



飯田川町消防団(定員 90名)



消防団の取扱いに関する法令

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第 15 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

（第 2 項 省略）

第 15 条の 2

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（第 1 項 省略）

第 15 条の 6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

（第 2 項 省略）

協議第25号

指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて

指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月14日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。
収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 29

協議事項	指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱い	関係項目	
調整内容	新市の指定金融機関は、株式会社 秋田銀行とする。 収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定する。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
指定金融機関 ・秋田銀行 取引店舗 天王支店 収納代理金融機関 指定 3 ・北都銀行船越支店 ・秋田信用金庫天王支店 ・秋田みなみ農協天王町支所 * 公金自動払込みによる収納事務 ・天王郵便局	指定金融機関 ・秋田銀行 取引店舗 大久保支店 収納代理金融機関 指定 6 ・北都銀行昭和支店 ・北都銀行飯塚支店 ・秋田信用金庫昭和支店 ・あきた湖東農協昭和支所 ・新あきた農協追分支所 ・大久保郵便局	指定金融機関 ・なし 収納事務取扱金融機関 指定 5 ・秋田銀行大久保支店 ・北都銀行昭和支店 ・北都銀行飯塚支店 ・秋田信用金庫昭和支店 ・あきた湖東農協飯田川支所 * 公金自動払込みによる収納事務 ・飯田川郵便局 ・下虻川郵便局	

根拠法令等

<p>指定金融機関</p>	<p>地方公共団体が公金の収納又は支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関をいう。</p> <p>指定金融機関の指定には議会の議決を要し、かつ、一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人は一つでなければならない（自治令168）。しかし、指定契約により、一つの金融機関の本（支）店のうち当該市町村の区域内にある本（支）店のみを指定することができる（通知昭38.12.19）。金融機関の指定は、都道府県は義務づけられ、市町村は任意である（自治法235）。</p> <p>指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を総括する（同令168の2）。</p> <p>指定金融機関は、公金の収納又は支払いの事務につき、当該地方公共団体に対して責任を有するとともに、地方公共団体の長の定めるところにより担保の提供をしなければならない（同条・）。</p> <p>指定金融機関が公金の収納又は支払いをするに当たっては、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類又は出納長若しくは収入役の振り出した小切手、出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、これらの事務を処理することはできない（同令168の3・）。</p> <p>また、出納長又は収入役は、指定金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払いの事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない（同令168の4）。</p>
<p>収納代理金融機関</p>	<p>地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関をいう（自治令168）。</p> <p>収納代理金融機関の指定及び取消しに当たっては、地方公共団体の長が、指定金融機関の意見を聞かなければならないものとされている（同条）。収納代理金融機関については、数の制限もなく、また指定に当たって議会の議決を必要としない。公金の取扱いや検査については、指定代理金融機関の場合と同様、指定金融機関に準ずるものとされている（同令168の3，168の4）。</p>

次回開催日について

第7回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年11月28日(金) 午後2時～
開催場所 昭和町 農村環境改善センター

第8回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年12月19日(金) 午後2時～
開催場所 天王町 福祉センター

第9回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 1月23日(金) 午後2時～
開催場所 飯田川町役場 正庁

第10回協議会以降の開催予定

回数	開催期日	時間	場所	備考
第10回	2月13日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	
第11回	2月27日	午後2時	天王町福祉センター	
第12回	3月26日	午後2時	飯田川町役場正庁	

なお、原則毎月第4金曜日とし、協議事項が多数想定される時期については月2回となります。
また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。